

クリーン 2 1 長谷山余剰電力売却仕様書

1. 概要

(1) 適用範囲

本仕様書は、城南衛生管理組合クリーン 2 1 長谷山（以下「クリーン 2 1 長谷山」という。）が供給する余剰電力の売却について適用する。

(2) 件名 クリーン 2 1 長谷山余剰電力売却

(3) 供給場所 京都府城陽市富野長谷山 1 の 270

(4) 発電設備 定格出力 4,900kW 1 基

(5) 供給電気方式等

ア 電気方式 交流 3 相 3 線式

イ 供給電圧 標準電圧 20,000V

ウ 周波数 60Hz

エ 本線 1 回線

(6) 供給地点

供給場所におけるクリーン 2 1 長谷山の特高受電室の関西電力(株)の 20,000 ボルト地中引き込み線立上り電纜終端箱である。

2. 売却仕様

(1) 契約方法 単価契約

(2) 発電認定設備

当該発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）における再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用を受けていない再生可能エネルギー発電設備（非 F I T バイオマス発電）であり、再生可能エネルギー電気以外の余剰電力の量は、毎月発注者が測定するバイオマス比率に応じて算定する。

(3) 再生可能エネルギー発電設備の区分

バイオマス発電設備（一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼）

(4) 予定売却電力量 8,894,900 kWh（詳細は添付資料②）

(5) 予定バイオマス比率 38%

(6) 供給期間 令和 7 年 4 月 1 日 0 時から令和 8 年 3 月 3 1 日 2 4 時まで

(7) 契約条項 別紙のとおり

3. その他

(1) 停電期間について

この契約の期間において、定期検査による発電機の停止期間は、令和 7 年 6 月 1 2 日から 6 月 2 3 日、9 月 5 日から 9 月 1 9 日、令和 8 年 2 月 6 日から 2 月 2 3 日を予定している（詳細は添付資料①を参照）。

その他、この契約の期間において、計量法に基づく計量器の取替等による停電の予定はない。

(2) 非化石電源価値

この契約において売却するバイオマス発電の電力は、非 F I T 非化石電源から発電される電力である。バイオマス電力量と併せて、非化石電源価値を提供する。

(3) 系統連系受電サービス料金の取扱い

- ① 系統連系受電サービス料金（以下、発電側課金）について、一般送配電事業者との間に、代理回収業務委託契約を締結している受注者を通じて支払うものとする。
- ② 受注者は、受注者から発注者へ支払う毎月の電力量料金に加えて発電側課金の相当額を発注者へ支払うものとする。
- ③ 発注者は、発電側課金について、前項の規定に基づく支払いがある度に発注者から受注者に支払い、その都度、受注者から一般送配電事業者へ支払うものとする。
- ④ 受注者は、発電側課金、延滞利息および契約超過金を発注者から受領し、一般送配電事業者へ引き渡す業務を一般送配電事業者があらかじめ定める支払期日まで無償で受託するものとする。
- ⑤ 発電側課金については、受注者から発注者へ支払われる毎月の電力量料金と相殺するものとする。

(4) バイオマス比率の報告

バイオマス比率については、毎月、発注者が受注者へ報告する。

(5) 添付資料

- 添付資料 - ① 令和7年度クリーン2 1長谷山運転計画（案）
- 添付資料 - ② 令和7年度月別予定売却電力量
- 添付資料 - ③ 令和4年度、令和5年度月別売却電力量実績
- 添付資料 - ④ 令和5年度売却電力量実績（30分値）
- 添付資料 - ⑤ バイオマス比率実績